

『施設基準・加算等について』

・機能強化加算

当院では地域におけるかかりつけ医機能として、他の医療機関で処方されているお薬を含め、処方内容を把握した上での服薬管理、予防接種や健康診断の結果等の健康管理に係る相談、保険・福祉サービスに関する相談、必要に応じた専門医・専門医療機関への紹介、診療時間外を含む緊急時の対応方法等に係る情報提供を行っております。

かかりつけ医機能を有する地域の医療機関は、医療機能情報提供制度（医療情報ネット）にて検索できます。

・小児科外来診療料

当院では6歳未満の患者様を対象とした「定額制（包括診療）」の仕組みを導入しております。当日行う診療内容（一般的な検査や処置など）に関わらず、初診・再診ごとにあらかじめ決められた一律の点数で計算されます。そのため、その日に行った検査や処置の内容によって会計の点数が細かく上下することは原則ございません。

〈受診される時間帯による変動について〉

受診される時間帯によっては規定の加算点数が追加される場合がございます。

下記掲載の「夜間・早朝等加算」をご参照ください。

〈窓口での自己負担金について〉

福岡県内の方：この算定方法により計算点数は変わりますが、医療費助成（子ども医療）の対象となる方は自己負担金の限度額があるため、窓口でのお支払い金額は基本的に変わりません。

福岡県外の方：子ども医療証はお住まいの都道府県内のみで適用されます。そのため、当院の窓口で一旦健康保険の自己負担分（2割）をお支払いいただく形となります。

後日、お住まいの市区町村の窓口へ保護者様が申請（償還払い手続き）を行っていただくことにより返金を受けられます。

※助成金額や申請期限、必要書類（領収書など）は各市区町村によって異なります。詳細は医療証発行役所へご確認ください。

・小児かかりつけ診療料

当院では継続して当院を受診され同意された患者様にかかりつけ医として、急性疾患を発症した際の診療、慢性疾患の診療や指導管理、発達段階に応じた助言・指導及び健康相談、必要に応じた専門医療機関への紹介、予防接種の接種状況の確認・指導、予防接種の有効性・安全性に関する情報提供を行っております。

・夜間・早朝等加算

当院では土曜日12時以降に受付をされた場合（診療予約含む）、厚生労働省の定めた診療報酬点数に基づき、夜間・早朝等加算を診療料に加算させていただきます。

夜間・早朝等加算（初診） 50点

（再診） 50点

乳幼児夜間加算（小児科初診）（小児科外来診療料） 85点

乳幼児夜間加算（小児科再診）（小児科外来診療料） 65点

乳幼児夜間加算（小児科初診）（小児かかりつけ診療料） 200点

乳幼児夜間加算（小児科再診）（小児かかりつけ診療料） 135点

・一般名処方加算

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しております。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いております。当院では後発医薬品のある医薬品については、特定の商品名を指定するのではなく、薬剤の有効成分をもとにした一般名処方を行う場合がございます。

特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、一般名処方によって患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。一般名処方についてご不明な点がございましたらご相談ください。

・電子的診療情報連携体制整備加算

当院では医療DXを通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでおります。

マイナンバーカードによる保険証の確認及びオンライン資格確認を行う体制を有しており、薬剤情報や特定健診情報、その他必要な情報の取得に同意していただいた方に対し、医師等がオンライン資格確認等システムなどを用いて情報を取得し、診察を実施する診察室等においてその情報を活用し診察を行います。またその医療情報等に基づき、患者様からの健康管理に係る相談に応じる体制を有しています。当院はマイナンバーカードの健康保険利用に関して一定程度の実績を有し、電子処方箋を発行する体制を有しております。電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制に関しましては、現在電子カルテメーカーの提供開始待ちとなっております。

・外来・在宅ベースアップ評価料

当院では、国（厚生労働省）の制度に基づき「外来・在宅ベースアップ評価料」を算定しております。本評価料は、近年の物価高騰に対応し今後も良質な医療提供を継続することができるよう、医療現場で働くスタッフ（看護師、医療事務等）の賃上げを行うための取り組みです。いただいた費用は全て対象職員の賃金改善（ベースアップ）に充てられます。これに伴い窓口でのお会計（窓口負担金）が一部変更となる場合がございます。皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

・長期処方やリフィル処方箋について

当院では患者様の状態に応じ、28日以上長期処方を行うこと、リフィル処方箋を発行することのいずれも対応可能です。

※なお、長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは、患者様の病状に応じて担当医が判断いたします。

参考：保険医療機関及び保険医療養担当規則（厚生労働省令）

第20条第2号 投薬（へ）

投薬量は、予見することができる必要期間に従ったものでなければならない。

この場合において、厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬については当該厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬ごとに1回14日分、30日分又は90日分を限度とする。

- ・長期収載品の選定療養について

令和6年10月より医薬品の自己負担の新たな仕組みとして、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金が必要となります。詳しくは厚生労働省のホームページ掲載分をご確認ください。

<https://share.google/cLV6YhcMLhpCvEDCh>

『保険外負担料金一覧』（R8.5月時点・税込）

【文書料金（1通につき）】	[診断書] 一般	3,300円
	高校生（学生）まで	1,100円
	[証明書] 一般	1,100円
	高校生（学生）まで	550円
	[アレルギー診断書]	1,650円
	[健康診断書]	3,300円
	[保育所入所前・後健診（嘱託医以外）]	1,100円
	[病児保育連絡表]	1,100円
	[幼稚園・保育園分医証]	550円
	[薬の指示書]	550円
	[特別児童扶養手当認定診断書]	3,300円
	[診断書（精神の障害用）]	7,700円
	[デイサービス利用意見書]	1,650円
	[生命保険関連書類]	7,700円

●各種書類記入に検査（保険適用外）が必要な場合は別途自費扱いとなります。

【おむつ料金（1枚につき）】	[S・M]	30円
	[L・BIG・その他大サイズ]	50円
【マスク料金（1枚につき）】		20円

【予防接種料金（定期接種対象外・1回につき）】

[五種混合ワクチン] 18,700円

[小児用肺炎球菌ワクチン] 13,300円

[B型肝炎ワクチン] 6歳未満 10,340円
6歳から9歳 8,470円
10歳以上 8,910円

[MR（麻しん・風疹）ワクチン]
13,620円

[水痘ワクチン] 6歳未満 12,650円
6歳以上 10,780円

[ムンプスワクチン] 6歳未満 10,780円
6歳以上 8,800円

[日本脳炎ワクチン] 6歳未満 10,580円
6歳以上 9,910円

[D T（ジフテリア・破傷風）ワクチン]
5,720円

[H P Vワクチン]
シルガード9 30,000円

[インフルエンザワクチン]
1回目 3歳未満 4,300円
3歳以上 4,700円
2回目 3歳未満 3,700円
3歳以上 4,000円

●2回目のみ当院で接種の場合は、
1回目の接種料金とさせていただきます。

[A型肝炎ワクチン] 11,000円

[破傷風ワクチン] 6,050円

[狂犬病ワクチン] 13,620円

[三種混合ワクチン] 5,500円

[带状疱疹ワクチン]

乾燥組換え带状疱疹ワクチン

シングリックス 22, 000円

乾燥弱毒生水痘ワクチン

ビケン 10, 780円

『個人情報について』

・個人情報保護

当院は患者様の個人情報保護に全力で取り組んでおります。

個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意を払っております。

個人情報の取り扱いについてお気づきの点は、窓口までお気軽にお申し出ください。

【当院における個人情報の利用目的】

(医療提供) ・当院での医療サービスの提供

- ・他の病院、診療所、助産所、薬局等との連携
- ・他の医療機関等からの照会への回答
- ・患者様の診療の為、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・検体検査業務の委託その他業務委託
- ・ご家族等への病状説明
- ・その他、患者様への医療提供に関する利用

(診療費請求のための事務)

- ・当院での医療・労災保険、公費負担医療に関する事務およびその委託
- ・審査支払機関へのレセプトの提出
- ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
- ・その他、医療・労災保険、および公費負担医療に関する診療費請求のための利用

(当院の管理運営業務)

- ・会計・経理
- ・医療事故等の報告
- ・当該患者様の医療サービスの向上
- ・その他、当院の管理運営業務に関する利用

(企業等から委託を受けて行う健康診断等における、企業等へのその結果の通知)

(医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談または届出)

(医療や業務の維持・改善のための基礎資料)

(当院内において行われる医療実習への協力)

(医療の質の向上を目的とした当院内での症例研究)

(外部監査機関への情報提供)

- 上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。

お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。

これらのお申し出は後からいつでも撤回・変更等を行うことが可能です。